

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

基本目標 I 男女一人ひとりの人権を尊重しよう

資料2

具体的な施策	具体的な施策(内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画への貢献度
1	多様な媒体を通じた広報・啓発の実施	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちゃお)、携帯電話など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情報等の発信を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載した。</li> <li>平成25年6・11月号(計2回)</li> <li>◆コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の中で放送した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。また、配付については、近年の町会加入率の低下に伴い、費用対効果を考慮し、関係課と調整しながら新たな配付手法の検討を行う必要がある。</li> <li>◆市ホームページでは各所属でコンテンツを製作するため、全庁的に高いレベルでアクセシビリティの確保を維持していくことが課題となっている。</li> <li>◆コミュニティFM放送(FMちゃお)については、市民の情報取得媒体としてのラジオのニーズが低下傾向にある中で、今後の市民への適切かつ効果的な情報発信媒体としてコミュニティFM放送(FMちゃお)が担っていけるかどうか、市民の状況等の分析を続ける必要がある。</li> </ul>	A
		人権政策課	男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回(1回につき3,000部)発行し、市内の主な公共施設などに配架する。企画・編集段階での議論や作業を通じて、男女共同参画への理解が深まることから、編集委員は庁内職員で構成している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回、各3,000部発行した。</li> <li>◆市政だより「人権のページ」(6月号、11月号)に男女共同参画に関する記事を掲載した。</li> <li>◆男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。</li> </ul>	A
2	「男女共同参画週間」「人権週間」などを活用した啓発	人権政策課	男女共同参画週間(毎年6月23から29日まで)の記念行事として、男女共同参画社会の形成の重要性を広く市民に周知し、理解を求めするために講演会等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画週間講演会を実施した。</li> <li>・講演「仕事も家庭も一生懸命!～出会いの人生から学んだこと～」参加者155人</li> <li>※平成25年3月に策定した「八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(八尾市DV対策基本計画)」の策定記念行事及び「やお女と男のはつらつプラン」策定15周年記念行事として実施した。</li> <li>◆啓発マグネットを用いた公用車への広告掲載、懸垂幕(本庁舎)の掲出を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行っていくことが必要である。</li> </ul>	A
		人権政策課	人権週間ポスター、のぼり、啓発マグネット、懸垂幕掲出、街頭啓発などを通じ、人権週間について広く市民に啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人権週間ポスター(市内施設各所)、のぼり(12箇所)、啓発マグネット(公用車)、懸垂幕(本庁舎)掲出。</li> <li>◆街頭啓発(啓発消耗品配布)(近鉄八尾、山本、JR八尾、久宝寺) 参加者42人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆期間中に市民へのさらなる周知ができるよう工夫が必要である。</li> </ul>	B
		人権政策課	人権啓発セミナーを、年3回のうち1回、男女共同参画をテーマに実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人権啓発セミナーを実施した。</li> <li>・第1回「この地球(ほし)に生まれて～人を変える「ありがとう」～」</li> <li>・第2回「防災と男女共同参画～災害に強い地域力を考える～」</li> <li>・第3回「わたしからはじまる～部落問題～」(総参加者数504人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆より多くの市民に参加いただくための広報等、効果的な周知を行っていくことが必要である。</li> </ul>	A
		人権政策課	公募市民による実行委員会形式で、フォーラムの企画・運営を行い、男女共同参画視点でテーマを設定し、講演会や分科会などを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆やお女と男のはつらつフォーラムの実施した。</li> <li>・映画上映「RAILWAYS 愛を伝えられない大人たちへ」参加者 49人</li> <li>・講演会「あなたの心に男女共同参画の風を」参加者119人</li> <li>・実行委員 5人(女性4人、男性1人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆実行委員募集のチラシを作成し、公共施設等に配架するなどして周知したところ、新規の実行委員の参加につながった。今後も様々な機会を通じて、より多くの人に実行委員として参加していただけるよう、周知の工夫を行っていく必要がある。</li> </ul>	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
3	男女共同参画推進モデル地区づくり	人権政策課	モデル地区の選定ができず、未実施。	—	◆モデル地区の選定にあたり、各地域の状況等を把握し、検討を行う必要がある。	B
4	市役所内の慣行等の見直し	人権政策課	市役所職場における慣行・職務内容を男女共同参画の視点に立って、実態を把握し、男女共同参画の阻害になるものについては見直しを進める。	◆男女共同参画の理解を深めるよう、男女共同参画施策推進本部等により、周知に努めた。	◆従来女性に偏りがちな、男女共同参画を阻害している慣行や職務内容をなくしていくには、継続して常に見直しをしていく地道な努力が必要である。	A
5	男女共同参画の視点での情報の提供	市政情報課	市政だより、市ホームページ、コミュニティFM放送(FMちゃお)、携帯電話など多様な広報媒体を活用し、積極的な市政情報等の発信を行う。	◆市政だより「じんけん」コーナーで啓発記事を掲載した。 平成25年6・11月号(計2回) ◆コミュニティFM放送(FMちゃお)において、市提供番組「情報プラザやお」のひゅーまんプラザ(月3回:再放送含む)の中で放送した。	◆市政だよりでは、紙面の関係上、掲載量に制限が生じる。また、配付については、近年の町会加入率の低下に伴い、費用対効果を考慮し、関係課と調整しながら新たな配付手法の検討を行う必要がある。 ◆市ホームページでは各所属でコンテンツを製作するため、全庁的に高いレベルでアクセシビリティの確保を維持していくことが課題となっている。 ◆コミュニティFM放送(FMちゃお)については、市民の情報取得媒体としてのラジオのニーズが低下傾向にある中で、今後の市民への適切かつ効果的な情報発信媒体としてコミュニティFM放送(FMちゃお)が担っていけるかどうか、市民の状況等の分析を続ける必要がある。	A
		人権政策課	各種刊行物の作成・発行に際し、男女共同参画を推進する表現となるよう、情報誌「えいぷりる10」や広報誌等を通じて、情報提供を行う。	◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回、各3,000部発行した。 ◆市政だより「人権のページ」(6月号、11月号)に男女共同参画に関する記事を掲載した。 ◆男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行した。	◆掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。	A
6	男女共同参画に関する図書の充実	人権政策課	男女共同参画に関する図書の貸出を行う。(1人3冊まで、2週間。)	◆男女共同参画センターにおける図書の貸出を行った。 また、新着図書については、男女共同参画センターだよりに掲載し、本の紹介を行った。 貸出数 447冊。	◆男女共同参画に関する様々なジャンルの蔵書の充実を図る。 ◆「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に、テーマに合わせた関連図書を展示することで、意識喚起につなげていく。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度	
		八尾図書館	・第2次図書館サービス計画に基づき、「市民とともに歩む図書館」をめざした運営を行う。 ・市民の必要に応じた多様な資料を収集し、貸出等を通じて市民生活に必要な知識や情報を提供する。 ・図書館4館体制に向けた整備事業(八尾図書館建替え・病院跡地)の取り組み。	◆図書貸出点数 1,774,738点 実利用者数 39,596人 ◆八尾図書館整備事業として、八尾図書館の機能充実及び開架スペース、配架図書資料の充実を図るため、中央図書館的機能を持つ八尾図書館の整備を引き続き実施した。 ◆旧市立病院跡地において、市南西部地域住民の生涯学習を支援する拠点施設としての役割を果たす場である(仮称)第4地域図書館整備を龍華コミュニティセンターとの複合施設としての建築工事に着手した。	◆ニーズに応じた様々な曜日・時間帯で図書館行事を実施していくにあたり、人員体制・実施体制整備が必要である。	B	
7	「情報」に関する理解・判断力を高める講座の開催	新聞やテレビ、インターネットなど、それぞれの媒体ごとの特性を理解し、性別役割を固定化した表現や女性に対する差別を見抜くことができるよう、情報に対する判断力や情報の活用力を高めるための講座を開催します。	人権政策課	情報に対する判断力や情報活用力を高める講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「今時のニュース報道が良くわかる！プロが読み解くニュースの講座(全2回)」男性6人、女性18人参加 ・「女性のための法律講座」女性5人参加 ・「知って安心！情報講座～家族の問題を一緒に考えませんか～(全3回)」女性延べ18人参加	◆参加者の大半は女性であり、男性の参加者が少ない。今後も引き続き、男性の参加を促すために、テーマ設定や周知方法、開催日時等の検討が必要である。	A
8	青少年健全育成のための情報点検	家庭、学校、地域、行政が一体となって、人権尊重・男女平等の視点から有害なコミックやポルノ、ネット上の有害サイトなどが氾濫しないように点検に努めます。	青少年課	・「少年を守る日・家庭の日」の運動など関係団体との連携のもと、市民と協働し、啓発活動を行う。 ・青少年指導員が定期的に地域の巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。	◆社会を明るくする運動を実施した。 ◆少年を守る日・家庭の日街頭啓発を実施した。協力員数399人。 ◆青少年指導員429人による巡回活動を行った。	◆社会を明るくする運動へより多くの市民参加を促す。 ◆少年を守る日・家庭の日の一層の周知を行う。	A
9	「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」などの活用	府教委発行の上記事例集の活用を促進するとともに、活用状況を把握し、男女平等・男女共同参画教育の充実を図ります。	人権教育課	学校園が行う授業研究やプログラム作成の際、「男女平等教育指導事例集」を活用することにより、児童・生徒のために、よりよい男女平等教育ができるよう、学校園に指導助言を行う。	◆校内研修にて男女平等教育について指導助言を行った。 ◆H25年度、「小・中学校および府立学校における男女平等教育指導事例集」(平成15年度府教委作成)の活用率は、小学校90%、中学校80%。 ◆男女混合名簿の実施率は、小学校100%、中学校で67%。	◆本市において表明している幼児・児童・生徒はいないが、性同一障害等のセクシュアルマイノリティの立場にある幼児・児童・生徒の存在も視野に入れて、ありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、男女平等教育を推進していく必要がある。またセクシュアル・ハラスメントやDV防止の観点に立って男女平等教育のより一層の推進が図られなければならない。	A
		指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めた。	◆学校全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A	

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策(内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画への貢献度
10 保育士、教職員への意識啓発・研修の充実	保育所(園)・幼稚園・学校で、必要以上の男女の区別や、固定的な性別役割分担意識を是認する慣行に敏感な視点をもつことができるよう、保育士・教職員に男女平等・男女共同参画意識の啓発をするとともに、男女平等・男女共同参画保育・教育に関する指導方法などの研修を充実させます。	保育課	「人権を大切にすることを育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通じて伝えていく。	◆保育所(園)職員研修実施回数(22回)、内部講師9回、外部講師13回 内容(全体研修、所長・所長補佐研修、専門研修、障がい児保育研修、人権研修)	◆効果的な研修になるように、内容、講師の選択を行っている。	B
		指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園にて適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めた。	◆学校全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためには教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A
		人権教育課	教職員・指導主事の人権意識の高揚と指導力の向上を図るため、人権教育に関する研修を行う。とりわけ、若手教員や経験の浅い教員への人権教育の研修機会を充実させるとともに、児童生徒に対する人権教育の取り組みを一層充実をさせる。	◆人権教育実践交流会(前期・後期)において、男女平等教育にかかわる課題提起や情報提供(教材紹介等)を行った。 ◆「一人ひとりのもちあじはみんなのたからもの」男女共生講演会(62人参加) ◆研修講座参加人数 569人	◆人権意識の高揚を図るため、今日的課題を中心に指導主事・管理職・教員を対象にした研修を実施している。男女共同参画社会をめざす上での課題を認識し、教育課題としての取組みをすすめていくうえで、課題と直面し、取り組んできた当事者の思いをしっかり受けとめる研修が必要である。	A
11 男女平等・男女共同参画に関する保育・教育研究の推進	男女平等・男女共同参画保育・教育に関する教材や指導方法などの研究を行います。	保育課	「人権を大切にすることを育てる」保育を推進するための学習・研究を行い、児童に保育所(園)という生活の場を通じて伝えていく。	◆全国人権保育研究集会(別府)、全国保育研究大会(横浜)、大阪保育子育て人権研究集会、大阪保育子育て人権研究センター連続講座に参加した。	◆効果的な研修になるよう内容の選択、保育実践への応用。	B
		指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めることができた。	◆学校全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためには教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A
		人権教育課	学校園や保護者・地域における人権教育の推進を図るため、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行う。	◆人権学習プログラム及び人権教育関係資料の整備。「人権教育推進のための手引き」「人権教育の資料」等の作成。 ◆研究、研修用図書・ビデオの整備。啓発ビデオ・書籍貸出数 277件	◆幼稚園・小学校・中学校で、15プログラムを作成している。男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを作成していく必要がある。 ◆男女平等・男女共同参画に関わる視聴覚教材の整備。	A
12 男女平等・男女共同参画の視点に立った職業選択や進路指導の推進	男女がともに「社会的性別」(ジェンダー)にとらわれず、各人の生き方や適性にあった進路を選択する能力・態度を身につけられるよう、男女平等・男女共同参画の視点に立ってキャリア教育を実施します。	指導課	生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報、キャリア教育に関する資料等の収集・提供を行う。	◆生徒の主体的な進路選択に適切な指導・助言ができるよう、進路に関する情報、キャリア教育に関する資料等の収集・提供を行った。	◆高校入試と連動する改革については、今後の動向を注視する。	A
		人権教育課	・学校園での人権教育の取組みを支援するとともに、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行う。 ・人権教育推進のための資料集、「人権教育のための手引き」、「人権教育の資料」を作成する。	◆人権学習プログラム及び人権教育関係資料の整備。「人権教育推進のための手引き」「人権教育の資料」等の作成した。また、手引きに、「自分の人生について考えよう～充実した生活を送るために～」を掲載し、活用を促した。 ◆研究、研修用図書・ビデオの整備。啓発ビデオ・書籍貸出数 277件	◆幼稚園・小学校・中学校で、15プログラムを作成している。男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを取り上げながら、生き方について考えていける教材を作成していく必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策(内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画への貢献度	
13	人権尊重に基づく性教育の推進	指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めた。	◆学校全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A	
14	男女平等・男女共同参画の視点を取り入れた講座などの開催	人権政策課	固定的な役割分担意識によって子どもたちが自分らしく生きるための選択肢を狭めることがないように、男女共同参画の視点に立った学習機会を提供する。	◆男女共同参画に関する講座を実施した。 ・男女共同参画センター講座 710人(女性581人、男性129人) ・出前講座 242人	◆平成24年度より、校舎長会・教頭会にて出前講座の案内を行うことにより、学校関係からの申込みが増えた。今後も様々な機会を通じて本事業を周知し、参加者の増加につなげる。	A	
		生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課	◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施する。	◆参加者の年齢層に偏りがある。	B	
15	誰もが学習できる機会の確保	生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課	◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施する。	◆参加者の年齢層に偏りがある。	B	
		八尾図書館	八尾図書館	◆第2次図書館サービス計画に基づき、「市民とともに歩む図書館」をめざした運営を行う。 ・市民の必要に応じた多様な資料を収集し、貸出等を通じて市民生活に必要な知識や情報を提供する。 ・市民文化の普及に向けた各種講座・講演会を開催する。 ・図書館4館体制に向けた整備事業(八尾図書館建替え・病院跡地)の取り組み。	◆コミュニティカレッジ推進委員の企画運営による市民向け講座を中心とする生涯学習講座を実施した。市民大学講座の企画にあたっては、誰もが参加しやすい講座となるようコミュニティカレッジ推進委員に働きかけを行った。  八尾市民大学759人(男性486人、女性273人)	◆ニーズに応じた様々な曜日・時間帯で図書館行事を実施していくにあたり、人員体制・実施体制整備が必要である。	B
16	家庭における男女平等・男女共同参画を促進するための学習機会の提供	青少年課	青少年課	◆地域社会において関係団体が密接に連携することで、青少年を取り巻く社会環境の改善や青少年育成に携わる保護者、育成者への啓発・情報提供等を図る。	◆家庭教育を考える市民集会を開催した。 参加者総数 255人 ◆青少年健全育成八尾市民大会を開催した。 参加者総数 298人	◆家庭教育を考える市民集会及び、青少年健全育成八尾市民会議へのより多くの市民参加を促す。	A
		生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課	◆PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施する。	◆PTAと学校園の連携のもと家庭教育学級を実施した。延べ参加者数5,801人	◆さらに家庭教育の向上を図れるよう事業を展開していく必要がある。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度	
17	女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための広報、啓発の推進	暴力の実態を把握するとともに、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのために、様々な機会を通じて広報、啓発を進めます。	人権政策課	女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて、市政だよりや情報誌等への記事掲載や、啓発カードの配布などにより、あらゆる暴力根絶に向けた啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市政だよりの「じんけん」コーナーにおいて、「あらゆる暴力のない社会をめざして」(6月号)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月号)を掲載し、暴力根絶についての啓発を行った。</li> <li>◆情報誌「えいぶりの10」(NO.63)において、DVを特集テーマに取り上げ、市内各所、イベント開催時に配布した。</li> <li>◆男女共同参画センターだより「すみれ」11月号において、DVに関する内容を掲載し、市内の公共施設、主要駅等に配架した。</li> <li>◆DVについての理解を深めるとともに、防止啓発を目的とした「DV防止啓発カード」(10,000部)を作成し、市内の公共施設等に配架した。</li> <li>◆「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発ポスターを掲示した。</li> <li>◆ホームページに「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に実施する講座事業等を掲載し、当該運動と事業の周知を行った。</li> </ul>	◆手軽に男女共同参画に関する知識や情報を入手できるように、市政だよりやホームページ等での継続的な情報発信を行う。また、引き続き、効果的な啓発の手法や内容についても検討していく必要がある。	A
18	女性に対する暴力を許さない意識を浸透させるための学習機会の提供	「女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、許せない行為である」という認識を高めます。	人権政策課	女性に対する暴力を許さない意識の浸透と予防啓発を図るため、講演会等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて、セミナーや各種講座を実施した。</li> <li>・人権啓発セミナー「防災と男女共同参画～災害に強い地域力を考える～」、参加者105人。</li> <li>・男女共同参画センター講座「女性のための法律講座」(参加者 女性5人)、「予約のいらない DV情報提供会」(4回、参加者延べ5人)</li> <li>◆男女共同参画意識の醸成を図るため、「八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(八尾市DV対策基本計画)」の策定を記念した講演会を実施した。(男女共同参画週間行事を兼ねる)</li> <li>・講演「仕事も家庭も一生懸命！～出会いの人生から学んだこと～」、参加者155人。</li> </ul>	◆DVに関する正しい理解と認識を深めるための講演会等を実施するにあたり、参加しやすいテーマの設定や効果的な啓発の手法や内容について検討していく必要がある。	A
19	犯罪防止のための地域環境の整備	公園や道路、街灯などの整備や地域ぐるみで犯罪防止の取り組みを進めます。	地域安全課	八尾市地域安全条例及びやお安全安心憲章の理念に基づき市民・事業者、警察など関係機関等と連携を図りながら安全・安心なまちづくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域安全推進会議を開催した。(H26.2.14)</li> <li>◆地域安全運動八尾市民のつどいを開催した。(H25.4.21、H25.10.20)</li> <li>◆八尾市防犯協議会を通じ、町会の防犯灯整備、維持管理等に対して、補助金を交付した。</li> </ul>	◆多発する街頭犯罪の傾向に迅速に対応することが求められる。	A
20	相談窓口の周知徹底	男女共同参画センター、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」、大阪府女性相談センター、大阪府労働相談、大阪府すこやか教育相談、大阪府警ウーマンライン、ストーカー110番などの相談窓口の周知を図ります。	人権政策課	啓発カードやチラシ等により、DVやストーカーなどの女性のための相談や子育て労働、教育等の相談窓口の周知・徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆啓発カードやチラシ等を公共機関や学校園等に配布し、相談窓口の周知を行った。</li> <li>・女性相談(面接)とその他の様々な相談窓口を掲載にしたチラシ</li> <li>・DV防止啓発カード</li> <li>・デートDV予防啓発リーフレット</li> <li>◆6月と11月に実施した女性のための電話相談について、チラシを自治振興委員会を通じて全戸回覧し、事業の周知を図るとともに、電話相談を通じて適切な相談窓口の紹介等を行った。</li> </ul>	◆広報誌等の積極的な活用や関係機関との連携により相談窓口の周知を図る。	A
			人権政策課	全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間における、女性をめぐる人権問題の電話相談の周知について、市政だよりへの記事掲載を依頼する。	◆「女性の人権ホットライン」強化週間における女性の人権問題に関する電話相談について、市政だより11月号(10月20日号)に掲載し、周知を行った。	—	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度	
		保育課	児童虐待や虐待発生の恐れがある過程への支援を行う。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。	◆児童家庭相談における児童虐待相談、通告対応 ・児童虐待相談件数 358件 ・児童虐待通告件数 114件	◆近年の全国的な児童虐待相談・通告件数の増加を鑑み、市民への更なる啓発と、相談体制の拡充、関係機関との連携強化により、児童虐待の発生予防・早期発見と対応に努める必要がある。	A	
21	DV被害者の保護と自立に向けた支援のしくみづくり	大阪府女性相談センターと連携のもと、被害者(外国人女性の被害者も含む)が自立できるまでの支援のしくみづくりを行います。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定します。	人権政策課	DVの防止及び被害者の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に策定した「八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(八尾市DV対策基本計画)」に基づき、本市のDVに関する課題について、関係部署が適切な連携の下で組織的に対応することにより、DV被害者への適切な支援を図る。また、「八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会(DV対応連絡会)」等において、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、DV被害者の相談から自立に至るまでに総合的な支援の検討を行う。	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催(2回)し、DV被害者支援について意見交換等を行った。 ・第1回:DVマニュアル(平成25年度版)の作成、DV被害者の窓口対応について、意見交換 ・第2回:事例検討、意見交換	◆社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化し、DVをはじめとする諸課題を抱える相談者が増加していることから、関係各課・機関と連携し、より一層迅速かつ的確な支援を行う必要がある。 ◆今後も継続して、早い段階からの予防啓発、児童や高齢、福祉等の専門機関との連携による相談支援、DV被害者に寄り添った自立支援を行う必要がある。	A
22	相談窓口の充実	相談、刑事手続き、心身のケアなどにおいて、被害者が二次被害にあうことなく安心して相談できる相談窓口を充実します。	人権政策課	女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を行う。また、DV等により、緊急を要する場合には、関係課及び大阪府等関係機関と連携して支援を行う。	◆男女共同参画センター「すみれ」における相談事業 ・面接相談(女性のみ対象)169件、うちDV94件 ・電話相談(女性のみ対象)31件、うちDV4件 ・随時相談100件(女性99件、男性1件)、うちDV15件  ◆人権政策課で対応した相談 ・随時相談110件(女性107件、男性3件)、うちDV74件(女性73件、男性1件)  ◆DV相談を受けた関係課 生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、保健推進課、保育課(子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」)	◆社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化し、DVをはじめとする諸課題を抱える相談者が増加している。そこで、平成26年度より1日(4枠)を新たに追加し、相談支援体制の充実を図る。また、DV等により緊急を要する対応が求められる場合は、関係各課・機関と連携し、より一層迅速かつ的確な支援を行う必要がある。	A
		保育課	母子生活支援施設における母子保護の実施を行う。具体的には、母子家庭で、居宅で生活することが児童の福祉に欠ける場合又は居宅がない場合、保護者と児童(18歳未満)に対し母子生活支援施設への入所を行い、生活指導や児童の保護を実施する。	◆母子生活支援施設にて必要な保護を行うことにより、母親と子どもの生活の安定の確保を図った。 ・母子生活支援施設入所世帯数 延べ81世帯 ・母子生活支援施設入所人員数 延べ195人 ・母子生活相談におけるDV被害の状況(27件中18件、相談16件(うち一時保護5件)、措置6件)	◆母子生活相談の約7割がDV被害者からであり、一時保護を念頭に緊急対応するケースが多く、相談体制の充実や関係機関との連携強化が必要である。	A	
23	関係機関とのネットワークの構築	適切な支援が迅速に行えるよう、大阪府女性相談センター、ドーンセンター、警察、関係各課、市民活動団体など関係機関との連携を強化します。	人権政策課	DV被害者への適切な支援を迅速に行うため、八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催する。	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会(2回)を開催し、DV被害者支援について意見交換等を行った。 ・第1回:DVマニュアル(平成25年度版)の作成、DV被害者の窓口対応について、意見交換 ・第2回:事例検討、意見交換  ◆大阪府等が主催する会議等に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図った。 ・「大阪府内市町村における相談員及び相談事業担当者のためのブロック別情報交換・事例検討会」への参加 ・「中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会」への参加 ・「市町村DV相談担当者ブロック別連絡会」への参加(女性相談センター主催)	◆八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等において検討を重ね、より幅広い関係機関とのネットワーク構築をめざす。	A

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策		具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
			生活福祉課	対象者からの相談に対して、適切な他機関紹介、助言指導、情報提供等を行い、DV防止及びDV被害者の保護を推進する。	◆DV被害者の問題解決や自立に向けて、生活保護についての助言・援助を行った。 ・生活福祉課におけるDV相談の件数 50件	◆関連機関との連携の強化。	B
			保育課	母子生活支援施設における母子保護の実施を行う。具体的には、母子家庭で、居宅で生活することが児童の福祉に欠ける場合又は居宅がない場合、保護者と児童(18歳未満)に対し母子生活支援施設への入所を行い、生活指導や児童の保護を実施する。	◆母子生活支援施設にて必要な保護を行うことにより、母親と子どもの生活の安定の確保を図った。 ・母子生活支援施設入所世帯数 延べ81世帯 ・母子生活支援施設入所人員数 延べ195人 ・母子生活相談におけるDV被害の状況(27件中18件、相談16件(うち一時保護5件)、措置6件)	◆母子生活相談の約7割がDV被害者からであり、一時保護を念頭に緊急対応するケースが多く、相談体制の充実や関係機関との連携強化が必要である。	A
			市民課	被害者が自ら「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することによって、市町村長は加害者等による住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この支援申出があったときは、申出の内容について警察署や女性相談センター等の意見を聴取して支援の必要性を確認する。又は保護命令書の写しの提出があれば必要性を認める。支援措置の期間は1年間。	◆住民基本台帳における閲覧制限等の支援を行った。 住民基本台帳における支援措置対象者数(平成25年12月1日現在) ・八尾市当初受付分(八尾市に現住民登録がある人のみ計上。本籍地・前住民登録が八尾市分は除く)支援対象者 51名 上記対象者と併せて支援を求める者(世帯員)74名 ・市町村の判断による支援対象者数(DV、ストーカー以外) 1名 上記対象者と併せて支援を求める者(世帯員)3名	◆平成24年7月9日に市民課システムが再構築されたが、関係課のシステムが再構築されるまではデータでの情報共有ができない。現在は紙ベースでの情報提供だが、将来的には関係課とデータで情報を共有できるようめざす。	B
24	若い世代へのデートDV予防対策の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないよう、高校生を中心とした若い世代に対する予防的な取組みを推進します。	人権政策課	・男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行し、市内の主な公共施設と講座受講者に配布する。 ・講演会やセミナー等を開催し、若い世代を対象としたデートDVの予防啓発等を行う。	◆男女共同参画センターだよりに「デートDV」についての記事掲載を行った。  ◆デートDVの予防・啓発を目的としたリーフレットを作成し、市内公立中学校を通じて、全学年生徒への配布を依頼した。また、リーフレットの活用により、予防啓発を行った。  ◆市内学校園の教職員や保護者などを対象に、男女共同参画出前講座を実施した。 ・小学校PTA対象、テーマ「相談現場から見える思春期の子どもを取り巻く環境」、参加者56人。	◆生徒への配布については、各中学校側の判断に委ねたため、配布していない学校があった。配布に際しては、単に配布するのではなく、男女共生教育の中でデートDVを取り上げ、担任からデートDVについての説明を行った上で配布をするなど、より効果的な啓発につながる方策について、学校側との意見交換も踏まえながら検討していく必要がある。 ◆出前講座の参加者数をさらに増加させるため、より一層、本事業の周知を図っていく必要がある。	A
			青少年課	・地域を青少年指導員が巡回を行い、青少年が安心して活動や生活できる環境づくりに貢献する。 ・こども110番の家の協力家庭やこども110番の店の協力店舗を増やし、緊急時の避難場所を確保する。	◆青少年指導員429人による巡回活動を実施した。 ◆こども110番の家・店の協力啓発を実施した。 合計協力数 3,093件 ◆子どもの安全見守り隊交流会を開催した。	◆こども110番の家・店運動の周知、拡大を行い、子どもの緊急時の避難場所を増やしていく。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
25	加害防止のための 取組みの検討	人権政策課	多くの人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発について、行政と市民が協働で取り組むという視点から、それらの実現に必要な人権教育・啓発の具体的な手法について検討を行う。	◆市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動が取れるように、「参加型で考える人権学習プログラム」の作成に取り組んだ。(24年度に作成した2つの研修プログラム「いじめのメカニズム」「多様性を認める」のブラッシュアップに取り組んだ。)	◆作成したプログラムの実践機会の確保が必要である。また、より多くの市民に参加いただくため、効果的な広報等を行っていく必要がある。	A
		人権教育課	・学校園での人権教育の取組みを支援するとともに、人権学習プログラム及び人権教育関係資料・教材の整備を行う。 ・人権教育推進のための資料集、「人権教育のための手引き」、「人権教育の資料」を作成する。	◆市内の各学校園の教職員とともに、一人ひとりの人権の大切さを学ぶことのできる人権学習プログラムを作成し、「人権教育推進のための手引き」に掲載して各学校園での活用を促した。	◆幼稚園・小学校・中学校で、発達段階に応じてプログラムを作成している。男女平等・男女共同参画を推進していくプログラムの中にデートDV等の今日的な課題を扱ったものを作成していく必要がある。	
26	地域や事業所に対して セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	人権政策課	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業として、出前講座を実施する。	◆地域や事業所等に対し、テーマの設定から講師の派遣、講座の実施までサポートを行う男女共同参画出前講座の募集を行い、産業政策課と共催で八尾市企業人権協議会の会員企業に対し研修会を実施したが、セクシュアル・ハラスメントに関するテーマ設定ではなかった。	◆今後も引き続き、関係課が連携し、市内の事業所等に向けて、セクシュアル・ハラスメント防止の啓発・学習の充実を図る必要がある。	A
		産業政策課	市内事業所の人権意識を啓発することで人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざす。	◆セクハラに特化したセミナーについては実績なし。 【参考】八尾市企業人権協議会主催・大阪企業人権協議会Bブロック共催セミナー:「仕事の遊びも子育ても！スーパー主婦のワーク・ライフ・バランス提案」受講者54名	◆八尾市企業人権協議会未加入企業への加入促進。 ◆市内事業所に行う人権啓発について、セクハラ以外にも、ワーク・ライフ・バランスや公正採用、外国人雇用・障がい者雇用、パワハラなど、多岐にわたるため、毎年セクハラを重点的に啓発することは難しい。	
27	学校、市役所における セクシュアル・ハラスメント被害者への 対応体制の強化	人事課	職員の能力を十分に発揮できる人材を育成し、適材適所の配置を行うとともに、セクハラ防止に向けての研修会を人権政策課と共に共同で実施する。	◆セクハラ相談苦情窓口相談員 11人(女性5人) ◆セクハラ苦情処理委員会委員 5人(女性2人) ◆平成25年度セクシュアル・ハラスメント相談苦情窓口相談員連絡会議を実施(9名出席) ◆大阪市町村職員研修センター(マッセOSAKA)主催の「ハラスメント防止リーダー養成研修」に職員を派遣(1名)	◆様々なハラスメントに関する相談又は苦情に対応するため、相談窓口を拡大する必要がある。	A
		教育サポートセンター	教職経験に応じた研修の体系化に基づき教職員の資質向上や指導力向上をめざし、研修事業を充実させる。	◆教職員を対象にしたセクシュアル・ハラスメント防止研修を行った。 ・小中学校初任者及び新規採用教職員研修の「服務に関する研修」において、セクシュアル・ハラスメント防止の講義を実施 総参加者 84人。 ・講師等のための基本研修の「服務に関する研修」(教育人事課が主担当)において、セクシュアル・ハラスメント防止の講義を実施 総参加者 65人。	◆服務に関する研修の中への「セクシュアル・ハラスメント防止」の定着。ハラスメント防止に関する研修の実施。	

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策(内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画への貢献度	
28	こころと体の健康に関する自己決定意識の浸透を図るための学習機会の提供	人権政策課	こころと体の健康に関する自己決定意識を高めるための講座を実施する。また、本講座を通して、参加者同士が共に学ぶことで、自分の内なる力を発揮し、地域や社会を変えたり、自分らしい生き方をめざす力をはぐむことができるようにする。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「ストレスとメンタルヘルスケア」参加者14人(女性12人、男性2人) ・「ココロを癒す フラワーセラピー」参加者7人(女性7人、男性0人) ・「シニアのためのこころ・からだ・くらしのリフレッシュ講座」計5回、延べ73人(女性71人、男性2人) ・「男性のこころとからだセミナー」参加者14人(女性8人、男性6人)	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A	
		保健推進課	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆母子健康手帳交付数 2,170件。	◆母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、出産後虐待の可能性の高いハイリスク妊婦(若年妊婦等の特定妊婦)について早期に把握し関係機関と共に継続的なフォローが必要である。		C
		保健推進課	妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆妊婦健康診査受診数 24,828件	◆妊娠届出を妊娠初期に出し、母子の安全・安心な健康づくりのために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診率が上がるようにPRに努めていく。		
		保健推進課	両親教室を開催し、妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明をする。	◆両親教室(年間42回開催)を開催した。 参加者延べ671人(実人数:妊婦217人、配偶者120人)	◆アンケート結果によると両親教室の受講者の満足度は高い。今後も両親教室に初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設をしたりと受講率の増加に努めていく。		A
		指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めた。	◆学校全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。		
29	年代に応じた健診、相談の充実と健康づくり講座等の開催	「健康日本21八尾計画」に基づいて、生涯を通じた健康づくりや健康への自己管理意識を高めるため、啓発や情報提供、健康診査、健康教室、健康相談を充実させます。	保健推進課	・生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりの推進を目的とした事業を実施する。  ・各種健康診査を受診することにより、疾病の疑いのある者又は危険因子を持つ者をスクリーニングし、疾病の予防・早期発見を図るとともに、医療機関への受診を指導することにより、健康についての認識と保持増進を目的とする。	◆健康教育の実施 174回 5,561人 ・健康相談の実施 581回 4,214人 ・地域支援事業(特定高齢者施策)の実施 二次予防事業対象者検査 2,260人 ・地域支援事業の実施(一般高齢者施策) 健康教育参加者数 1,520人  ◆健康診査の実施 特定健康診査等 20,138人(個別17,407人、集団983人(住民健診)、125人(地区健診)、1,584(南高安地区健診))、健康増進法に基づく健康診査 39人、肝炎ウイルス検診 2,734人、骨密度検査 488人、歯科健診 1,373人	◆がん検診及び特定健康診査等の受診率の向上。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
30 妊娠・出産期における健康支援	女性が安心して妊娠・出産の時期を過ごせるよう、健康診断や保健相談、医療における支援を充実します。特に働く女性の妊娠・出産については、事業所に母性保護についての啓発を行うとともに、働く女性に健康管理に関する情報を提供します。	保健推進課	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆母子健康手帳交付数 2,170件	◆母子健康手帳交付数は出生数とともに横ばいである。その中で、出産後虐待の可能性の高いハイリスク妊婦(若年妊婦等の特定妊婦)について早期に把握し関係機関と共に継続的なフォローが必要である。	C
		保健推進課	妊娠の届出により妊婦健康診査受診券を交付し、妊娠中の母子の健康増進を図る。	◆妊婦健康診査受診数 24,828件	◆妊娠届出を妊娠初期に出し、母子の安全・安心な健康づくりのために妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査の受診率が上がるようにPRIに努めていく。	B
		保健推進課	両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明をする。	◆両親教室(年間42回開催)を開催した。 参加者延べ 671人 (実人数:妊婦217人、配偶者120人)	◆アンケート結果によると両親教室の受講者の満足度は高い。今後も両親教室に初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設をしたりと受講率の増加に努めていく。	A
		企画運営課 (市立病院)	女性が安心して妊娠・出産できるように医師確保を図りつつ、周産期医療の提供を行う。	◆分娩数 761件	◆市内に分娩施設が少ないことから、分娩の希望が市立病院に集中するため、すべての分娩に応えることが出来ていない。	A
31 健康相談窓口の充実	喫煙、飲酒、薬物、過食、拒食、月経痛や性の悩みなど、男女の健康と性についての悩みに対応するため、保健所・医療機関と連携し相談窓口を充実します。	保健推進課	生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりを推進する。	◆健康相談の実施 581回 4,214人	◆健診等他の事業での同時実施や地域での健康相談の実施の拡大。	B
		企画運営課 (市立病院)	市立病院にがん相談支援センターを設置し、がんについて、治療に関するだけでなく、看護や介護、精神的不安などのあらゆる疑問や心配事に関して相談を行い、患者・家族・知人・医療関係者など、市立病院受診の有無を問わず、様々な方からの相談を受ける。	◆相談件数 1,541件(男性640件、女性901件)	◆定着してきているが、今後さらなるきめ細やかな相談を行っていく必要がある。	A
32 健康をおびやかす問題についての情報や学習機会の提供	HIV/エイズや性感染症、ドラッグ、喫煙、アルコールなどの正確な知識や予防対策についての情報提供を行います。特に思春期の男女双方には、学校教育などとの連携を図りながら、予防教育を充実させます。	保健推進課	生活習慣病の増加や壮年期死亡の問題、健診受診率の課題を踏まえ、健康施策を図るとともに、市民・地域・関係団体と連携・協働した健康づくりを推進する。	◆健康教育の実施 174回 5,561人	◆地域における健康教育の場の拡充。	B
		指導課	学校園教育の充実をめざし、幼稚園・小学校・中学校の教育課程にかかる指導及び助言を行う。	◆幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領に基づき、各学校園において適切に編成された教育課程により、学習機会の充実に努めた。	◆学校全体の組織や運営面での強化、個々の教員の授業力向上・指導力向上が求められている。そのためにも教育委員会の学校園へのかかわりが重要になっている。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

基本目標Ⅱ 誰もが自立して、自分らしい生き方ができる社会をつくろう

具体的な施策	具体的な施策(内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画への貢献度
33	雇用の場における男女平等・男女共同参画推進の重要性に関する啓発	産業政策課	勤労者と事業所向けに、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施する。	◆勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 発行部数 2,000部	◆法律や制度を分かりやすく解説するのは難しいが、硬い内容・表現になると、読んでもらえない為、工夫が必要。 また、啓発したい項目の全項目を詳細に記載することはできず、啓発テーマの取捨選択をしなければならない。	B
34	「労働事情調査」の活用	産業政策課	労働行政に資する基礎資料を作成するため、各種意識調査(雇用・失業状況調査、勤労市民意識調査、労働実態調査)を実施する。	◆労働行政に資する基礎資料を作成するため、市内2,000事業所を対象に労働事情調査を実施した。	◆実施サイクルの見直し(4年に1回実施)及び回答しやすいよう設問項目を精査する。	B
35	総合評価入札制度の検討	契約検査課	事業所の男女共同参画への取組みを促す等の手法として、総合的に評価する入札方式の導入について検討する。	●総合評価入札制度を導入している、大阪府及び市町村の状況調査を行った。	◆透明性・公平性のある評価等について、検討が必要である。	C
36	女性のための出張労働相談窓口の検討	産業政策課	勤労市民の持つ労働条件・社会保険・年金・生活等の様々な悩みや疑問についての相談を専門の相談員が受け、解決の一助とする。	◆八尾市ワークサポートセンターにおいて、弁護士と社会保険労務士による労働相談を実施した。(原則毎月第1・3水曜日、最終土曜日、予約優先) 25年度 108件	◆1日あたり相談枠を4枠設けているが、予約が埋まらない状況もあり、市政だより等で周知に努めている。 ◆原則、予約受付であるが、予約の無い場合でも窓口を開設しなければならず、費用対効果の面で若干の課題を要する。	B
37	母子家庭の母親に対する支援	保育課	母子家庭の自立を総合的に支援するための母子自立支援員を配置し、また、児童扶養手当受給者の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、自立・就労支援を行うための母子自立支援プログラム策定員を配置するほか、就労の確保を実践的に行うための事業を推進する。具体的な事業としては、母親の主体的な能力開発への取組みを支援するため、技能取得費用の一部(100,000円を限度)を給付する自立支援教育訓練給付金、また、就業に結びつきやすい資格(看護師等)取得のために養成機関での受講を行うに際して、その期間中の生活の不安を解消し、安定した就業環境を提供するために、履修期間において、一定の給付を行う高等技能訓練促進費などがある。	◆母子家庭高等技能訓練促進費支給者数 18人 ◆母子家庭自立支援教育訓練給付金事業利用件数 2件 ◆母子家庭自立支援プログラム策定件数 0件 ◆母子自立支援員(相談延べ件数 167件)	◆給付金事業の効果測定(取得した資格が就職・転職に結びつき、結果として増収につながるかどうか)は必要だが、取得した資格によっては、必ずしもすぐに増収につながるものでもないため、測定が難しい。	B
		産業政策課	働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で就労が実現しない就労困難者を対象に、国・府等の関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を実施する。	◆市内3カ所を拠点に、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン会計講座や医療事務講座といった、職業能力開発講座を開催した。 相談件数 926件	◆就労困難者は雇用情勢の変化を受けやすく社会・経済情勢の動向によって相談者が急激に増加・減少する。また就労後の定着を含めた出口支援の強化が必要であるため、無料職業紹介事業との連携が重要。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
38	非正規雇用者の 雇用環境への支 援	産業政策課	勤労者と事業所向けに、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施する。	◆勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 発行部数 2,000部	◆法律や制度を分かりやすく解説するのは難しいが、硬い内容・表現になると、読んでもらえない為、工夫が必要。 また、啓発したい項目の全項目を詳細に記載することはできず、啓発テーマの取舍選択をしなければならない。	B
39	女性の職業能力 開発	人権政策課	再就職やキャリアアップなど女性の職業能力開発を支援する講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 「女性のための再就職準備講座(全2回)」 ・「働く女性のマネー学～税金・年金・保険など～」参加者3人 ・「第一印象が大幅にアップ!ビジネスメイク」参加者7人	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
		産業政策課	就労困難者の職業能力の向上を目的として、講座やセミナーを実施する。	◆市で職業能力開発講座を行い、就労困難者の職業能力開発を実施した。 ・「医療事務・医科講座」(11日間) 修了者 17人(うち女性16人) ・「個人対応パソコン講座」(15回/人) 修了者 10人(うち女性6人) ・「就職するためのパソコン会計講座」(9日間) 修了者 10人(うち女性9人) ・「若年者向け就職支援セミナー」参加者 13人(うち女性4人)	◆実施している職業能力開発講座について、就労に結びつく講座となっているか、検証していく。	B
		生涯学習スポーツ課	市民が、それぞれの「ライフステージ」や「ステップ」に応じた学習活動に取り組めるよう、生涯学習講座情報の提供を行う。	◆生涯学習講座情報の提供を行った。	◆より提供できる情報を充実していく必要がある。	B
40	女性の再就労に 対する支援	人権政策課	出産・育児・介護等を理由としてやむを得ず就労を中断した女性が、再就職しやすくするため、再就職に関する情報提供を行い、就業に向けた意識の向上を図るための講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 「女性のための再就職準備講座(全2回)」 ・「働く女性のマネー学～税金・年金・保険など～」参加者3人 ・「第一印象が大幅にアップ!ビジネスメイク」参加者7人	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
		産業政策課	働く意欲がありながら、身体的機能・年齢・性別・出身地など様々な理由で就労が実現しない就労困難者を対象に、国・府等の関係機関と連携を図りながら就労に向けた支援を実施する。	◆市内3カ所を拠点に、地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施した。また、パソコン会計講座や医療事務講座といった、職業能力開発講座を開催した。 相談件数 926件	◆女性の再就労のみを対象とした事業ではなく、広く就労困難者等を対象とした事業展開を行っている。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
41 女性の起業に対する支援	融資制度など起業に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携して経営に関する知識などを身につける学習機会を提供します。	人権政策課	これまで培ってきたキャリアやスキルを活かして講師として活躍したいと考える女性を対象に、企画の立て方から講座運営のコツ、講師業の心構え等を学ぶ講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「講師になりたい女性のための「はじめの一步」講座(全3回)」参加者 延べ40人	◆テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
		産業政策課	市立中小企業サポートセンターのインキュベートルームを使用する起業予定者等の選定及び利用者に対する創業支援を実施する。	◆使用者募集・選定及びインキュベートマネージャーによる利用者への創業支援を行った。 インキュベートルーム利用者 個室2者、共同利用室2者(うち女性0人)	◆インキュベートマネージャーをはじめとするソフト面での支援やサービス提供の内容とその継続性。	B
42 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進	働く男女が利用しやすいよう、多様な雇用形態やニーズに対応した子育て支援の充実を進めます。	こども政策課	次世代育成支援行動計画を全庁的な取り組みとして推進するとともに、進捗管理を行う。また、各種団体代表者、市民公募委員等からなる次世代育成支援推進委員の会議の運営を行う。	◆次世代育成支援推進委員の会議を2回開催した。 委員内訳(女性12名、男性6名) ◆子ども・子育て会議を4回開催した。 委員内訳(女性17名、男性8名)	◆次世代育成支援行動計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政のパートナーシップによる事業推進と地域で子育てを支えるしくみづくりをさらに進める必要がある。平成26年度が計画の最終年度にあたることから、実績評価や課題抽出をすすめ、後継計画に反映させる必要がある。	A
		こども政策課	次世代育成支援行動計画後期計画における重点課題に対応するための事業を実施する。	◆「赤ちゃんの駅」認定数 6ヶ所 ◆子育てシンポジウムを開催した。 参加者人数 613人	◆子ども施策等の取り組みについて、コミセンの活用等、庁内調整や協力体制の確保とともに、市民・事業者との協働による事業検討・実施する必要がある。	A
		保育課	就労と子育てを両立し、安心して子育てできる環境の整備を図るため、保護者の勤務状況等により、日曜・祝日等に児童が保育に欠ける場合に私立保育園において保育する。	◆休日保育事業を実施した。 ・キリン保育園 699件 ・マリア保育園 92件	◆利用者が少なく、実施施設側にとって高コストな事業であるが、日曜日・祝日に就労などで、家庭で保育できない人にとっては必要なものであり、多様なライフスタイルに対応するため、今後も継続していく必要がある。(←平成24年度の照会内容より)	B
		保育課	病児対応型: 保育所へ通所中の児童が病気回復期または病気回復期に至らないが、当面症状の急変が認められない状態にあり、自宅療養が必要な場合に病児・病後児保育室で預かる事業を行う。  体調不良児対応型: 事業実施保育所に通所しており、保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、その園の医務室等で保育する事業を行う。	◆病児・病後児保育事業を実施した。 ○病児対応型 ・八尾徳洲会総合病院 782件 ・マリア保育園 65件 ○体調不良児対応型 ・キリン第二保育園 128件 ・マリア高安保育園 444件 ・龍華保育園 614件 ・久宝寺保育園 242件 ・キリン保育園 78件 ※キリン保育園は8月より業務委託	◆病児・病後児対応型については、緊急時の際の医療機関との連携について、国要綱どおり書面での取り交わしをしておくことが必須である。 体調不良児対応型では、看護師等の休日に体調不良児の受入を行うことは、事業の趣旨から外れるため、実施園に対して周知が必要である。	B
保育課	子育てを助け合う会員組織を作り、養育者が仕事と育児を両立できるようにすることで、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図ることを目的に、依頼会員、援助会員、両方会員の募集、登録、研修・会員間の調整及びコーディネート・会員間の交流事業を実施する。	◆子育てを助け合う会員組織をつくり、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図るファミリーサポートセンター事業を実施した。 ・依頼会員(813人) ・援助会員(286人) ・両方会員(94人) ・活動件数(5,289件)	◆多様なニーズへの対応。 ◆委託先である社会福祉協議会での担当職員の増員。 ◆制度の普及による地域の子育てカアップ。	B		

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
		保育課	・短期入所事業(ショートステイ):家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や母子が緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一時的に最高7日間連続して養育・保護する。 ・夜間養護事業(トワイライトステイ):保護者等が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難な場合に預かる。	◆子育て短期支援事業を実施した。 ・ショートステイ延利用日数 98日 ・トワイライトステイ延利用日数 379日	◆事業の適正な運営、特に児童の処遇については、指導・監督が必要。所得に応じた利用料の減免制度があるため、一時保育事業(減免制度なし)代わりに利用するケースが見受けられ、施設側からはそうした利用を疑問視する声もある。本事業を必要とする市民の利用を妨げることもなるため、利用者に対する市側のコーディネートが重要である。	B
		保育課	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育に対する需要に対応するため長時間保育を実施しているが、さらに延長保育を実施する。	◆延長保育利用者数 355名	◆現状通り延長保育を継続し、保護者の保育ニーズに応じていくことが必要である。	B
43	男女共同参画の視点に立った高齢福祉施策の推進	高齢福祉課	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が高齢者自身やその家族等からの相談に応じ、特定高齢者(生活機能の向上が必要な人)のマネジメント(福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐこと・手法)や虐待・権利擁護への対応、困難事例の調整、介護支援専門員への助言などを行う。	◆地域包括支援センター(直営1カ所、地域型10カ所)における相談件数20,246件(内、権利擁護1,635件、虐待1,364件)	◆介護等に関する相談件数の増加により、相談体制を強化するとともにネットワーク機能を強化する必要がある。	A
		介護保険課	利用者が適切に介護保険サービスを利用することができるよう環境(利用者支援体制)の整備を行う。	◆介護保険の情報を提供するため、パンフレット等を作成し、市内の公共施設等に配布した。	◆利用者の選択機会を保障し、介護保険制度の適切な利用を引き続き推進していく必要がある。	A
44	育児・介護等への男性の参加の促進	人権政策課	男性の家事・育児・介護への参加を促進する講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「パパのキッチンデビュー☆家族みんなでお手軽クッキング」男性参加者5人 ・「パパと一緒にベビーキッズビクス(年齢により2枠設定)」男性参加者46人 ・「パパの子育て講座」男性参加者2人 ・「男性のための介護講座(全2回)」男性参加者1人 ・「親子で楽しむ すみれのおはなし会」男性参加者延べ2人	◆内容によっては、男性の参加が少ない講座もあるため、企画内容等をさらに工夫する必要がある。	A
		保育課	地域子育て支援事業の一つとして、子育て講演会を開催する。	◆子育て講座を開催した。 ・「パパを子育てに巻き込む10の方法」(H25.12) ・「パパはワイルド 親子あそび大百科」(H26.3)	◆子育て支援情報提供業務(提案型公共サービス実施制度事業)において子育て講演会を開催するが、年間2回の予定の中で、取り上げるべきテーマは多岐にわたるため、男性の育児参加に着目した内容が頻繁に取り上げられるとは考えにくい。	B
		高齢福祉課	要介護高齢者と同居する家族に対して在宅介護に必要な知識の伝達と技術の支援を行うために家族介護教室を実施し、高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図る。	◆地域包括支援センター(地域型10カ所)における家族介護教室の開催回数69回 参加人数 979人	◆地域生活を支える活動として重要な事業である。	A
		保健推進課	両親教室を開催し妊娠・出産・育児の知識の普及や働く妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」等の制度の説明をする。	◆両親教室(年間42回開催)を開催した。 参加者延べ671人(実人数:妊婦217人、配偶者120人)	◆アンケート結果によると両親教室の受講者の満足度は高い。今後も両親教室に初産婦に個別案内を送付したり、休日開催の増設をしたりと受講率の増加に努めていく。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
		職員課	職員の仕事と子育ての両立を支援するため、現行制度の周知やその活用への促進に向けた行動計画を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆育児支援ハンドブック～子育てと仕事の両立に向けて～の活用</li> <li>◆年次有給休暇の取得の促進</li> <li>◆特別有給休暇等の各種制度の周知及び取得の促進</li> <li>◆超過勤務時間の縮減</li> <li>◆育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成</li> <li>◆新規採用研修等において、各種制度の研修・啓発</li> </ul>	◆平成26年7月に実施した職員アンケートでは、育児休業を取得しなかった理由として、「職場に迷惑をかけるため」が39.3%となっており、また、男性職員の取得に向けた対策では、職場の意識改革や雰囲気づくりを望む声が多くあったため、まだまだ育児休業等取得しやすい職場環境になっているとは言えない状況である。 ◆職員研修等を通じて育児休業等制度の趣旨についての徹底を図り、職員の意識改革及び職場環境の整備に努める。	B
45	両立支援に向けた事業所の取組みの促進	男女労働者が仕事と家庭・地域生活のバランスのとれた生活が出来るよう、事業所に向けて「次世代育成支援事業主行動計画」の策定や、両立支援策の実施など、就業環境の整備を促します。仕事と家庭・地域生活の両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰する顕彰制度を検討します。	人権政策課 企業向けに、テーマの設定から講師の派遣、講座の実施までサポートを行う出前講座を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆八尾市企業人権協議会の会員企業や希望する市民に対し、人権啓発に関するセミナーを行った。(産業政策課との共催実施)</li> <li>・八尾市企業人権協議会主催・大阪企業人権協議会Bブロック共催セミナー:「仕事の遊びも子育ても! スーパー主夫のワーク・ライフ・バランス提案」受講者54名</li> </ul>	◆中小零細企業等に対し職業生活と家庭・地域生活の両立の重要性を理解してもらうことが難しい。興味を引くテーマ設定やPR方法、開催日時等を検討する。	A
		産業政策課	市内事業所の人権意識を啓発することで人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆八尾市企業人権協議会の会員企業や希望する市民に対し、人権啓発に関するセミナーを行った。</li> <li>・八尾市企業人権協議会主催・大阪企業人権協議会Bブロック共催セミナー:「仕事の遊びも子育ても! スーパー主夫のワーク・ライフ・バランス提案」受講者54名</li> </ul>	◆八尾市企業人権協議会会員企業の拡充。また会員以外の企業に対する広報手段。	B
46	ひとり親家庭への支援の充実	母子家庭、父子家庭それぞれのニーズを調査し、それらに即した支援を充実させます。	保育課 ひとり親家庭の就労支援や生活の安定を図るために、家庭生活支援員を派遣し、家事支援や子育て支援を行う。	◆支援員派遣時間数 282.5時間(利用料:所得に応じて0~300円)	◆シルバー人材センターにおける支援員の増加が必要である。安価な家政婦のように利用する家庭が中にあるため、事業の趣旨を利用者に理解していただき母子寡婦福祉の観点にのっとった利用をしていただくように啓発が必要である。また、子育て支援サービスを行うための支援員が現在おらず、子育て支援サービスが運用できていないため、支援員の確保も課題となっている。	B
47	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」推進の醸成	多様な媒体を通じて、職業生活と家庭・地域生活の両立を図ることの重要性を啓発します。	人権政策課 啓発事業の実施や情報誌への記事掲載等により、ワーク・ライフ・バランスの重要性について意識啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画情報誌「えいぷりる10」において、「男性の育児休業取得を応援します! ~先輩パパの体験談と制度の紹介~(第64号)」の記事を掲載し、市内公共施設等に配架した。(3,000部)</li> <li>◆テーマの設定から講師の派遣、講座の実施までサポートを行う出前講座の募集を行い、企業向けに実施した。(産業政策課との共催実施)</li> <li>・八尾市企業人権協議会主催・大阪企業人権協議会Bブロック共催セミナー:「仕事の遊びも子育ても! スーパー主夫のワーク・ライフ・バランス提案」受講者54名</li> <li>◆ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みやイベントの開催についてホームページに掲載した。</li> <li>◆環境保全課との共催により、セタライトダウンキャンペーンを行い、地球温暖化防止の取り組みを進めるだけでなく、市役所全庁に対して、ワーク・ライフ・バランス推進のため、当日は定時帰社を推奨し、働き方の見直しについての呼びかけを行った。</li> </ul>	◆関係課との連携により、事業を実施していく。 ◆より多くの参加につなげるため、興味を引くテーマ設定や周知方法、開催日時等の検討を行う必要がある。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度	
		こども政策課	次世代育成支援行動計画を全庁的な取り組みとして推進するとともに、進捗管理を行う。また、各種団体代表者、市民公募委員等からなる次世代育成支援推進委員の会議の運営を行う。	◆次世代育成支援推進委員の会議を2回開催した。 委員内訳(女性12名、男性6名) ◆子ども・子育て会議を4回開催した。 委員内訳(女性17名、男性8名)	◆次世代育成支援行動計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政のパートナーシップによる事業推進と地域で子育てを支えるしくみづくりをさらに進める必要がある。平成26年度が計画の最終年度にあたることから、実績評価や課題抽出をすすめ、後継計画に反映させる必要がある。	A	
		こども政策課	次世代育成支援行動計画後期計画における重点課題に対応するための事業を実施する。	◆「赤ちゃんの駅」認定数 6ヶ所 ◆子育てシンポジウムを開催した。 参加者人数 613人	◆子ども施策等の取り組みについて、コミセンの活用等、庁内調整や協力体制の確保とともに、市民・事業者との協働による事業検討・実施する必要がある。	A	
		産業政策課	市内事業所の人権意識を啓発することで人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所における人権問題の解決と差別の無い企業活動をめざす。	◆八尾市企業人権協議会の会員企業や希望する市民に対し、人権啓発に関するセミナーを行った。 ・八尾市企業人権協議会主催・大阪企業人権協議会Bブロック共催セミナー:「仕事の遊びも子育ても!スーパー主婦のワーク・ライフ・バランス提案」受講者54名	◆八尾市企業人権協議会未加入企業への加入促進。 ◆市内事業所に行う人権啓発について、ワーク・ライフ・バランス以外にも、セクハラや公正採用、外国人雇用・障がい者雇用、パワハラなど、多岐にわたるため、毎年ワーク・ライフ・バランスを重点的に啓発することは難しい。	B	
48	様々な働き方についての情報提供	仕事と生活の調和を図れるよう、フレックスタイム制や、テレワークなど種々の柔軟な働き方について情報を提供します。	産業政策課	勤労者福祉の増進を目的に発行している「労働情報やお」において、企業の社会的責任や様々な人権の重要性等の啓発を行う。また、八尾市ワークサポートセンターにおいて職業相談・職業紹介が利用できること、また在宅ワーク支援事業に関わる情報提供を行う。	◆勤労者と事業者向けに、国・府・市の労働行政のPRや、勤労者・事業者の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内企業や関連機関等へ配架し、啓発を実施した。 発行部数 2,000部	◆法律や制度を分かりやすく解説するのは難しいが、硬い内容・表現になると、読んでもらえない為、工夫が必要。 また、啓発項目や情報提供の範囲が広い為、全項目を詳細に記載することはできず、掲載内容の取捨選択をしなければならない。	B
49	多言語による情報提供の充実	外国人女性が安心して暮らせるように、市政や日常生活に必要な様々な情報を多言語で提供するなどのサービスの向上に努めます。	文化国際課	外国人市民情報提供事業として、英語・中国語・ベトナム語の3か国語で、行政情報や地域情報を掲載した情報誌を年6回発行することで、外国人市民のコミュニティ形成を支援するとともに、外国人市民が地域社会の構成員として地域コミュニティとの共生を図れるよう支援を行う。	◆外国人市民情報提供事業 英語・中国語・ベトナム語の3ヶ国語版で年6回発行した。	◆外国人市民を加えた編集会議等により、コミュニティ情報掲載等の一層の充実を図る。	B
50	外国人市民のための相談窓口の充実	日常的な悩みや女性に対する暴力などに応えられるよう相談窓口を充実します。	人権政策課	女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を行う。被害者が外国人市民であり通訳が必要な場合は、関係課等と連携し通訳者の手配に努める。	◆関係機関と連携し、通訳を介して相談に対応したケースは実績なし。	◆特殊な言語に対する通訳の確保が課題である。	A
		市民ふれあい課	市民相談の一つとして、総合案内室に中国語とベトナム語の通訳者を配置し、市役所に用務で来られた方の通訳及び相談業務を行う。	◆相談件数 ・中国語 1,072件 ・ベトナム語 1,029件	◆相談者に制度等を理解していただくための説明を通訳することが多いため、1件あたりの所要時間がかかるケースがあり、予約しないで来庁されると待ち時間が長くなる場合がある。 生活保護の家庭訪問や市立病院の患者に対する支援などのニーズがあるが、出向いて対応することが困難である。	A	

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策		具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
			文化国際課	外国人市民相談事業として、市役所庁舎外での行政手続き等の通訳・相談に対応するため、ベトナム語相談を週4日、中国語、韓国・朝鮮語の相談を週1日実施する。	◆外国人市民相談事業 中国語、韓国・朝鮮語相談件数110件、ベトナム語相談件数840件	◆相談事業の周知。	A
51	多文化理解のための学習機会の充実	国際理解を深めるための学習機会を充実するとともに、市民や市民活動団体が行う男女共同参画に関する国際交流活動や国際協力を支援します。	文化国際課	市民と密接した国際化への対応を進めるため、公益財団法人八尾市国際交流センターの機能向上を図る。	◆(公財)八尾市国際交流センターの運営を補助し、財団の実施する多文化理解のための取り組みを支援。センター事業として、外国人市民のための災害ボランティアセミナーなどを実施し、国籍や性別を問わず、地域での多文化理解を深めるための学習機会の充実等を図った。(17名参加)	◆国際交流市民団体の支援・協力や、八尾市の姉妹友好都市等との交流事業を実施するなど、八尾市の国際交流協会として独自性ある事業展開を図るとともに、外国人市民支援の取り組みを広げ多文化共生の実現に向けて貢献度の高い事業を実施していく必要がある。	B
			生涯学習スポーツ課	西郡識字教室・安中識字教室・高砂日本語教室において、「よみ・かき・ことば」など学習の機会の提供を行い、継続学習による基礎学力の向上を図る。	◆識字日本語学級を開催した。 ・西郡識字教室 開催数39回 ・安中識字教室 開催数39回 ・高砂日本語教室 開催数38回 延べ出席者数1,071人	◆外国語を母語とする学習者が増えており、適切な指導環境等が必要。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

基本目標Ⅲ 男女が協働して暮らしやすいまちをつくろう

具体的な施策	具体的な施策(内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画への貢献度
52	審議会などの委員への女性の登用の推進	人権政策課	八尾市男女共同参画施策推進本部での依頼や女性委員参画推進計画要領に基づく事前協議制度を通じて、審議会等への女性のさらなる参画を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆八尾市男女共同参画施策推進本部会議を1回開催し、審議会等における女性委員の参画推進について各部局長に依頼した。</li> <li>◆庁内各課に対し、女性委員の積極的登用を促す通知を行った。</li> <li>◆審議会等の新設又は委員の改選、補充に際し、審議会等所管課に対して、事前協議を実施した。</li> <li>◆女性の参画がない審議会等について、当該審議会等の所管課に対し、ヒアリングを実施した。</li> <li>◆大阪府内市町村に、「審議会等における女性委員の登用について」の調査照会を実施した。</li> </ul>	◆平成27年度末の市の審議会・協議会における女性委員の登用率を35%以上とする目標を掲げ、全庁あげて女性委員の参画推進を図ってきたが、平成25年度末現在、審議会等における女性委員の登用率は27.8%と、平成27年度の目標値(35%)に向けて約7ポイント向上させる必要があり、女性の参画拡大を図るための具体的で実効性のある積極的な取り組みを進めていく必要がある。	A
53	市職員・教職員における管理職への女性の登用の推進	人事課	女性職員の能力が十分に発揮できるように、働く環境を整備するとともに、管理職への登用を促進させることで組織をより充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市役所の女性管理職(課長補佐級以上)の割合(H25.4.1現在)</li> <li>・総数 男性 1,398人、女性 856人(38.0%)</li> <li>・管理職(課長補佐以上) 男性 356人、女性 63人(15.0%)</li> </ul>	◆出産育児世代が偏っているため、休業期間もほぼ重なる状態となり、職員の昇任・昇格にどうしても影響が出てしまう。また、教育委員会については女性管理職が31.7%(平成25年4月1日現在)、市立病院については女性管理職が25.0%(平成25年4月1日現在)となっており、部分的に満たしている状況である。	B
		教育人事課	女性職員の能力が十分に発揮できるように、働く環境を整備するとともに、管理職への登用を促進させることで組織をより充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幼・小・中・特別支援学校の女性管理職の割合(H25.4.1現在)</li> <li>・校長 9人/45人</li> <li>・教頭 11人/46人</li> <li>・園長 10人/19人</li> <li>・合計 30人/110人(27%)</li> </ul>	◆女性管理職の割合は増加しているが、さらに育成をすすめ女性管理職の登用を促進していく。	A
54	企業の積極的な女性の能力活用の取組みを顕彰するしくみづくり	人権政策課	男女共同参画に積極的に取り組む企業等を表彰する顕彰制度について検討する。	◆企業、各種団体などにおける女性の能力発揮のための取組みを推進するにあたり、大阪府内市町村に対し、「男女共同参画に関する表彰制度」の調査を実施し、他市で実施されている表彰制度や事業を実施する上での課題等の検証を行った。	◆平成28年度に予定される「第2次 やお女と男のはつらつプラン」の次期計画策定記念も含めた啓発事業において、表彰できるしくみづくり(趣旨・目的・基準等)を具体化していく必要がある。	A
55	働く女性のネットワークづくりの促進	人権政策課	ロールモデル事業の効率的な活用を検討する必要がある、現在のところ未実施。	—	◆ロールモデル事業の効率的な活用を検討している。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
56	自治会などの地域団体における男女共同参画の促進	人権政策課	あらゆる人権問題について正しい理解と認識を深め、啓発に努めるとともに、人権尊重の理念を市民一人ひとりの心の中に育てるため、さまざまな取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地区人権研修</li> <li>◆みんなのしあわせを築く八尾市民集会</li> <li>◆人権啓発推進委員養成研修</li> <li>◆一日研修会</li> <li>◆協議会役員に占める女性の人数 ⇒男性15人、女性5人(25.0%)</li> </ul>	◆協議会への委員の推薦については各団体に委ねられている。	B
		市民ふれあい課	町会加入世帯が100世帯以上の町会には6,500円、同100世帯未満の町会には5,000円、町会加入1世帯あたり170円を補助金として、また町会加入1世帯あたり110円を業務委託料としてそれぞれ八尾市自治振興委員会に交付し、その活動を支援している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆八尾市自治振興委員会への補助金の交付、八尾市自治振興委員会への業務委託料の交付。</li> <li>◆市政だよりの配布、ポスターの掲示、チラシの回覧等の業務を八尾市自治振興委員会へ委託。</li> <li>・自治振興委員 男性42人、女性0人(0.0%)</li> <li>・自治振興委員会幹事 男性636人、女性116人(15.4%)</li> </ul>	◆八尾市自治振興委員会や町会の健全な育成を図るうえで、自治振興委員に占める女性の割合を高め、同委員会や町会の活動や意思決定過程への女性の参画機会を増やしていくことが求められるが、自治振興委員の選任については、各町会に委ねられており、市で目標値を設定することは困難である。また、男性が自治振興委員に就任すると報告・登録しながら、実際の町会活動は、当該男性委員の配偶者である女性が行っている場合もあり、数値による進捗管理にも限界がある。	A
		青少年課	各種団体の事業計画や、運営方針等を協議・決定する各種団体の委員会や役員会、幹事会での女性委員・女性役員割合の増加をめざす。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆青少年育成等に関わる団体</li> <li>・八尾市青少年育成連絡協議会役員 男性:6人、女性4人(40.0%)</li> <li>・八尾市青少年問題協議会 男性:23人、女性7人(23.3%)</li> <li>・八尾市立青少年運動広場運営委員会 男性4人、女性3人(42.9%)</li> <li>・放課後子ども教室運営委員会 男6人、女4人(40.0%)</li> <li>◆子ども会(37地区・210団体)育成者 男性会長42人、女性会長168人(80.0%)</li> </ul>	◆役員や委員になることを負担と感じている方が多く、人材が少ないため新たな人材確保が必要である。	A
		地域福祉政策課	関係機関との連携をとり民生委員児童委員の活動を円滑に進める。	◆民生委員・児童委員協議会 男性178人、女性218人(55.1%) 【平成25年度は一斉改選年であり委嘱については12月1日のみであった。上記の数値は平成25年3月31日現在のものであるため、プランの指標と目標値に掲載している数値とは異なる。】	◆幹事については女性委員が少ない。	C
		高齢福祉課	各審議会等において政策方針、意思決定、意見交換、課題整理等を行う。	◆地域ケアケース会議 男性62人 女性68人 地域ケア連絡協議会 男性16人 女性5人 地域包括支援センター運営協議会 男性11人 女性6人	◆団体からの推薦に基づき、委員委嘱しているため、結果的に女性比率が減少する場合がある。	A
		生涯学習スポーツ課	PTAと学校園の連携のもと、家庭教育学級を実施する。	◆PTAと学校園の連携のもと家庭教育学級を実施した。 延べ参加者数5,801人	◆さらに家庭教育の向上を図れるよう事業を展開していく必要がある。	B
57	女性リーダーの養成・発掘と登用のしくみづくり	人権政策課	地域活動やまちづくり活動において、中心となって活躍できる女性リーダーの養成を図る講座を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画センター講座を実施した。</li> <li>「女性のチャレンジ講座 地域でなにかをはじめよう(全2回)」</li> <li>・第1回「あなたにとっての地域とは？ネットワーク作りのコツ」女性8人参加</li> <li>・第2回「"あったらいいな"をカタチにしよう 実現に向けてのリソースチェック」女性11人参加</li> </ul>	◆地域活動やまちづくり活動において中心となって活躍できる女性リーダーの育成をめざし、その効果的な手法等について検討する。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度	
58	人材リストの整備と活用	審議会・協議会の委員として、また、講座等の講師として協力してもらうことのできる個人および団体のリストを整備し、活用に使います。	人権政策課	審議会等の委員や講座等の講師として協力してもらうことのできる個人及び団体の人材リストを整備する。 (人材リストの整備については、現在のところ未実施。)	◆審議会等の所管課に対し、大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の情報ライブラリー等を活用した人材情報を提供した。	◆専門的な分野で活躍する女性の情報が少ないため、その収集に努める必要がある。 ◆各専門分野において、見識や経験を有する人材情報を提供することを目的とした女性人材バンクの設置に向けて、引き続き研究を行う。	A
59	女性消防吏員の積極的な採用・配置	災害現場等での活動業務に女性消防吏員が従事できるよう、職場環境の整備や、採用・配置を進めます。また、女性の消防団員の実現をめざします。	消防総務課	・女性消防吏員の24時間交替制勤務従事に必要な環境整備及び能力開発を積極的に図り、女性消防吏員の職域を拡大する。 ・地域における災害発生時の防災体制強化を図るため、女性団員を含めた青年層の入団を促進するとともに、消防団施設等の整備や装備、訓練、処遇等を充実させる。	◆女性消防吏員4名が救急隊として活動業務へ配属。 ◆女性消防吏員1名を部内委員会(セクシュアル・ハラスメント相談員)として登用。 ◆女性消防吏員2名を部内委員会(不祥事検討委員会委員・消防職員委員会)として登用 ◆平成25年度に1名の女性消防団員が入団した。	◆交替制勤務の就業に備えた施設(仮眠室・便所・更衣室等)の整備 ◆組織における男女共同参画についての意識浸透 ◆平成26年度に5名の女性消防団員が入団し、活動中であるが、今後、さらに女性に配慮した施設や活動環境等の整備が急務である。	A
60	男女共同参画の視点での地域防災計画等の見直し	地域防災計画、各種対応マニュアル・支援策において、被災時あるいは復興時の男女のニーズの違いなどに配慮できているか、という観点から点検・見直しを行います。	地域安全課	市民の生命及び財産を災害から保護するため、地域防災計画が現状に適した計画となるよう、改訂等に必要な資料の収集及び部局との調整を図りながら、適宜改訂を行い、その推進に努める。	◆平成25年度に災害対策本部体制の各班マニュアルを作成し、災害時の円滑な応急対策の体制構築を図った。 ◆避難所運営等における女性目線での備蓄物資の整備を行うとともに、避難所運営マニュアルにおいて、仮眠施設のあり方、女性トイレのあり方、避難生活必需品の男女ニーズの違い等を検討した。	◆マニュアル見直しには全庁的な調整が必要である。 ◆備蓄物資が男女の視点により、多種多様な品目にベースアップするため、保管倉庫が不足がちである。	B
61	災害・復興時における女性の人権の尊重	災害・復興時における女性をめぐる問題を人権尊重の視点で洗い出し、地域防災計画などに生かします。	地域安全課	市民の生命及び財産を災害から保護するため、地域防災計画が現状に適した計画となるよう、改訂等に必要な資料の収集及び部局との調整を図りながら、適宜改訂を行い、その推進に努める。	◆平成25年度に災害対策本部体制の各班マニュアルを作成し、災害時の円滑な応急対策の体制構築を図った。 ◆避難所運営等における女性目線での備蓄物資の整備を行うとともに、避難所運営マニュアルにおいて、仮眠施設のあり方、女性トイレのあり方、避難生活必需品の男女ニーズの違い等を検討した。	◆マニュアル見直しには全庁的な調整が必要である。 ◆備蓄物資が男女の視点により、多種多様な品目にベースアップするため、保管倉庫が不足がちである。 ◆東日本大震災等では、避難所生活の長期化に伴い、炊き出しや、掃除、洗濯等の生活行動への労力提供を暗黙的なルールとして黙認されてきた現状がある。	B
62	地域における防災意識の向上および女性リーダーの育成	地域住民が緊急時の対処法や復興時の体制に関する知識を習得できる機会を充実します。また、災害時や復興活動における女性リーダーの育成を図ります。	人権政策課	防災意識の向上と災害への備えや心構えについて学ぶ講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 ・「女性のための防災セミナー」参加者8人	◆地域安全課所管の自主防災組織に働きかけるなどにより、男女共同参画の視点をもった女性リーダーの育成等を検討する。	A
			地域安全課	災害発生時に市民が地域で協同して取り組むことにより、災害による被害を最小限度に抑制するため、自主防災組織の結成を促進し、当該組織の防災活動を支援するため、技術的指導や、防災資器材の整備助成等を行う。	◆自主防災組織結成率は、平成25年末時点で81%まで上昇した。 ◆自主防災組織内各班において、女性班員が増加した。 ◆各自主防災組織訓練や防災講演等を通じて、女性リーダーの必要性等を訴えた。	◆自主防災組織間の連携の体制がないため個別の活動になる。 ◆自主防災組織の高齢化。 ◆若い世代の参加が少ない。 ◆若い世代のリーダー(女性含む)は、仕事や家庭の内情で参加できない方が多い。	B

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度
63	男女共同参画による環境への取り組み	環境保全課	地球温暖化対策を市民・事業者・行政のパートナーシップによる推進組織を設立し、「八尾市地球温暖化対策実行計画」に基づき具体的な対策・施策、目標の設定を行い、取り組みを推進する。	◆八尾市地球温暖化対策推進運営会議を開催した。 開催実績:年2回 委員内訳:男性10人、女性5人(33.3%)	◆地球温暖化対策は、八尾市のみによる取り組みでは限界があるため、より適切な市民との協働のあり方を追求し、市民協働による温暖化対策の推進を行っていくことが必要である。	A
64	地域活動における女性リーダーの育成	人権政策課	地域活動やまちづくり活動において、中心となって活躍できる女性リーダーの養成を図る講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 「女性のチャレンジ講座 地域でなにかをはじめよう(全2回)」 ・第1回「あなたにとっての地域とは?ネットワーク作りのコツ」女性8人参加 ・第2回「あったらいいな」をカタチにしよう 実現に向けてのリソースチェック」女性11人参加	◆地域活動やまちづくり活動において中心となって活躍できる女性リーダーの育成をめざし、その効果的な手法等について検討する。	A
65	男女共同参画の視点に立った講座の開催	人権政策課	男女共同参画をテーマとした各種講座を実施する。 (エンパワーメント講座) 男女共同参画社会の実現に向けて、女性も男性も、自立して個性と能力を発揮することができるように、必要な能力・知識を身につけることを目的とする講座。 (両立支援講座) 男女それぞれの職業生活と家庭・地域生活との両立について、必要な知識や能力を養うための講座。 (市民講師講座) 市民ボランティアに講師を依頼することによって、男女共同参画意識の高揚を図るとともに、市民同士の交流を深めることを目的とした講座。 (交流講座) グループワーク形式などにより、受講者が「子育て」「老い」「からだ」等についての様々な悩みを相互に分ち合うことによって、解決の糸口あ乗り越える力を養うとともに、参加者同士の交流を図るための講座。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 年間67回・参加者710人(女性581人、男性129人) ・エンパワーメント講座 4回(女性35人、男性8人) ・両立支援講座 5回(女性34人、男性79人) ・市民講師講座 1回(女性7人、男性0人) ・交流講座 57回(女性505人、男性42人)	◆テーマによって参加者数に偏りがあるため、テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
66	女性のエンパワーメント講座の開催	人権政策課	男女共同参画社会の実現に向けて、女性も男性も、自立して個性と能力を発揮することができるように、必要な能力・知識を身につける講座を実施する。	◆男女共同参画センター講座を実施した。 (エンパワーメント講座) 4回、延べ参加者 43人(女性35人、男性8人)  ・「プロが読み解くニュースの講座(全2回)」、「ストレスとメンタルヘルスケア」、「女性のための法律講座」	◆テーマによって参加者数に偏りがあるため、テーマ設定や周知方法をさらに工夫し、参加を促す必要がある。	A
67	男女共同参画の視点で活動する団体等の育成と支援	人権政策課	男女共同参画の視点や意識を持ち、主体的に活動する市民のグループの育成をめざした講座等を実施する。 (男女共同参画の視点で活動する団体等に対する情報発信や学習機会の提供は、現在のところ未実施)	—	◆男女共同参画の視点や意識を持ち、主体的に活動する市民のグループの育成が難しい。年代や課題を絞ったグループ講座を継続的に実施し、そこからグループができることをめざしている。	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)

具体的な施策	具体的な施策 (内容)	担当課	事務事業概要	取り組み実績	課題等	男女共同参画 への貢献度	
68	男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画への理解を深めるために、男女共同参画に関する情報や図書を充実させます。	人権政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回(1回につき3,000部)発行し、市内の主な公共施設などに配架する。</li> <li>男女共同参画に関する図書の貸出を行う。</li> <li>男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行し、市内の主な公共施設と講座受講者に配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画情報誌「えいぷりる10」を年2回、各3,000部発行した。</li> <li>市政だより「人権のページ」(6月号、11月号)に男女共同参画に関する記事を掲載した。</li> <li>男女共同参画センターだよりを月1回(500部程度)発行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲示・配架時期の工夫や、イベント開催時に広く配布するなどして周知を図る必要がある。</li> <li>男女共同参画に関する様々なジャンルの蔵書の充実を図る。</li> </ul>	A
69	男女平等・男女共同参画の視点に立った相談の充実	DV相談をはじめ、固定的な性別役割分担意識から起こる男女の悩みに対する相談窓口を充実します。	人権政策課	<p>女性の抱える様々な悩みに対応し、自立を支援するために、女性の専門相談員による相談事業を行う。また、DV等により、緊急を要する場合には、関係課及び大阪府等関係機関と連携して支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画センター「すみれ」で対応した相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>面接相談(女性のみ対象)169件、うちDV94件</li> <li>電話相談(女性のみ対象)31件、うちDV4件</li> <li>随時相談100件(女性99件、男性1件)、うちDV15件</li> </ul> </li> <li>人権政策課で対応した相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>随時相談110件(女性107件、男性3件)、うちDV74件(女性73件、男性1件)</li> </ul> </li> <li>DV相談を受けた関係課 <ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉課、高齢福祉課、障がい福祉課、保健推進課、保育課(子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会情勢等の変化に伴い、相談内容も多様化・複雑化し、DVをはじめとする諸課題を抱える相談者が増加している。そこで、平成26年度より1日(4枠)を新たに追加し、相談支援体制の充実を図る。また、DV等により緊急を要する対応が求められる場合は、関係各課・機関と連携し、より一層迅速かつ的確な支援を行う必要がある。</li> </ul>	A

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)  
 <八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画>

目標	施策	具体的な施策	担当課	取り組み実績	課題等
1 DVを許さない市民意識の醸成	1 多様な媒体によるDV防止のための広報・啓発	市政だよりや男女共同参画に関する啓発冊子、市ホームページなどの多様な媒体を通じて、DV防止についての広報、啓発を進めます。	人権政策課	◆市政だよりの「じんけん」コーナーにおいて、「あらゆる暴力のない社会をめざして」(6月号)及び「女性に対する暴力をなくす運動」(11月号)を掲載し、暴力根絶についての啓発を行った。 ◆情報誌「えいぷりる10」(NO.63)において、DVを特集テーマに取り上げ、市内の公共施設、イベント開催時に配布した。 ◆男女共同参画センターだより「すみれ」11月号において、DVに関する内容を掲載し、市内の公共施設、主要駅等に配架した。 ◆DVについての理解を深めるとともに、防止啓発を目的とした「DV防止啓発カード」(10,000部)を作成し、市内の公共施設等に配架した。	◆手軽に男女共同参画に関する知識や情報を入手できるように、市政だよりやホームページ等での継続的な情報発信を行う。また、引き続き、効果的な啓発の手法や内容についても検討していく必要がある。
		内閣府が進める「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせてセミナー等を開催し、DV防止の啓発を行います。	人権政策課	◆女性に対する暴力をなくす運動の期間にあわせて、女性に対する暴力防止の啓発を目的としたセミナーや各種講座の開催、女性のための電話相談事業の実施、啓発カードの配布を行った。  ・人権啓発セミナー「防災と男女共同参画～災害に強い地域力を考える～」参加者105人。 ・男女共同参画センター講座「女性のための法律講座」(参加者 女性5人)、「予約のいらない DV情報提供会」(4回、参加者延べ5人) ・女性のための電話相談(11月18日、25日の2日間実施、各日午前10時～午後4時。相談件数9件) ・DV防止啓発カードの配布 ・ポスターの掲示 ・ホームページに、「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に実施する講座事業等を掲載	◆DVに関する正しい理解と認識を深めるための講演会等を実施するにあたり、参加しやすいテーマの設定や効果的な啓発の手法や内容について検討していく必要がある。
	2 暴力を否定する教育の推進	暴力を否定し、すべての人の人権を尊重することができる意識を育むため、地域や学校、職場などのさまざまな分野において、さらに人権教育・啓発についての取り組みを進めます。	人権教育課	◆各種研修や指導助言の場で、機会を捉え、啓発を行った。	◆研修においては、課題を適確に把握するとともに、講座内容を工夫していく。また、学校への指導助言については、要請に応じ、適切な支援を行う。
		男女にかかわらず皆の命を大切に、自他の命を守ることができる子どもを育成するための取り組みを進めます。	人権教育課	◆自他の命を大切に、自らの命を守っていくことのできる幼児・児童・生徒を育てるための取り組みを充実させるため、23校園において、「命を育む教育推進事業」を実施した。	◆取り組みを発信し、成果と課題を共有するための機会をより充実させる。
	3 デートDVの予防・啓発の推進	新たな被害者・加害者を生み出さないようにするために、自分も相手も大事にすることの大切さに気づく啓発リーフレットを市内の各中学校を中心に配布し、生徒と保護者双方に対して、早い段階からのデートDVの予防啓発を行います。	人権政策課	◆デートDVの予防・啓発を目的としたリーフレットを作成し、市内公立中学校を通じて、全学年生徒への配布を依頼した。また、リーフレットの活用により、予防啓発を行った。	◆生徒への配布については、各中学校側の判断に委ねたため、配布していない学校があった。配布に際しては、単に配布するのではなく、男女共生教育の中でデートDVを取り上げ、担任からデートDVについての説明を行った上で配布をするなど、より効果的な啓発につながる方策について、学校側との意見交換も踏まえながら検討していく必要がある。 ◆継続した取り組みにより、デートDVの予防啓発を行う。
		デートDVについての正しい知識を身につけ、その未然防止に努めるため、市内各中学校にデートDV予防啓発用DVD等の活用を働きかけます。	人権教育課	◆各種研修や指導助言の場で、機会を捉え、啓発を行った。	◆引き続き、啓発を行う中で、教職員の意識を高め、学校での対応に活かしていく。
		市内学校園の教職員や保護者などを対象に、デートDVにおける身体的暴力や精神的暴力、性的暴力とそれに関連する性感染症等の周知・啓発のための出前講座や教職員研修会等を実施します。	人権政策課	◆デートDVの予防・啓発の推進を図るため、男女共同参画出前講座を実施した。 ・対象 市内小学校(1校)の教職員や保護者 ・テーマ「相談現場から見えてくる 思春期の子どもを取り巻く環境」 ・参加者56人	◆出前講座の参加者数をさらに増加させるため、より一層、本事業への周知を図るなど効果的な方策について検討する必要がある。
			人権教育課	◆各種研修や指導助言の場で、機会を捉え、啓発を行った。	◆研修においては、課題を適確に把握するとともに、講座内容を工夫していく。また、学校への指導助言については、要請に応じ、適切な支援を行う。

「第2次 やお女と男のはつらつプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)  
 <八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画>

目標	施策	具体的な施策	担当課	取り組み実績	課題等
2 早期発見・相談体制の充実	4 相談窓口の支援充実	八尾市男女共同参画センター(愛称:「すみれ」)をはじめ、警察署、配偶者暴力相談支援センターなどのDVやデートDVに関連する相談窓口の周知を図ります。	人権政策課	◆DV防止啓発カード及びデートDV予防啓発リーフレットを公共機関や学校等に配布し、相談窓口の周知を行った。	◆今後も引き続き、被害者が早期に相談窓口を知り、安心して相談することができるように相談窓口の更なる周知を図る。
			人権教育課	◆学校との連携を図るとともに、必要に応じ、関係各課との連携も行った。	◆継続した連携が必要である。
		DV被害者が高齢あるいは障がいがあるなどの場合、適切な相談が受けられるよう、それぞれの担当課と連携して相談に対応します。	生活福祉課	◆DV被害者の問題解決や自立に向けて、生活保護についての助言・援助を行った。	◆今後も引き続き、関連機関との連携の強化を図っていく。
			高齢福祉課	◆高齢者虐待通報件数99件 虐待認定件数73件 内DV件数 21件	◆関係機関で連携し、対応をしていく必要がある。また、男性介護者に関する、支援方法について検討する。
		障がい福祉課	◆障がい福祉課窓口及び八尾市障がい者虐待防止センターにて障がい者虐待に関する相談を行い、DVに関連する案件は関係機関と協力して対応した。相談件数69件、内DV件数 9件	◆今後も相談業務を引き続き実施し、DV関連について関係各機関と更なる連携を図る。	
			人権教育課	◆学校との連携を図るとともに、必要に応じ、関係各課との連携も行った。	◆継続した連携が必要である。
		DV被害により心身に影響等を受けた子どもへの支援について、児童虐待等の相談機関と連携して相談に対応します。	人権政策課	◆児童虐待担当課と連携して対応した相談延べ件数 21件	◆今後も引き続き、関係課と連携し、DV被害者への適切な支援を迅速に行うとともに適切な支援策について検討を行う。
	人権教育課		◆学校との連携を図るとともに、必要に応じ、関係各課との連携も行った。	◆継続した連携が必要である。	
	5 外国人市民への支援充実	言語や文化の違いなどの理由から、DVについて正しい情報の入手が困難な外国人市民に対して、多言語で対応するなどにより、DVの特徴と被害の形態、相談窓口等をわかりやすく周知します。	文化国際課	◆八尾市やその他関係機関の多言語による相談窓口をまとめたリーフレットを作成(中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語・英語、日本語)。相談窓口の周知に努めた。	◆行政機関だけでなく、外国人市民が多く利用する場所に配架し、更なる周知に努める。
			市民ふれあい課	◆市のホームページや市政だより、市役所における中国語とベトナム語の相談窓口の案内を多言語で掲載して、窓口の周知に努めた。	◆引き続き、外国人にも分かりやすい周知に努める。
			市民課	◆DVなどの被害者への支援措置の一つである住民基本台帳における支援措置申出書の様式について、中国語(簡体字・繁体字)、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の訳文を用意している。	◆引き続き、外国人にも分かりやすい周知に努める。
		外国人市民が安心してDV被害の相談を受けられるよう、通訳者や大阪府等の関係機関との連携により、相談体制の充実に努めます。	文化国際課	◆多言語による、行政手続をはじめ生活全般に関する相談事業を実施した。	◆居住地域に関わらず、外国人への相談窓口の周知に努める。
			市民ふれあい課	◆窓口に通5日(月～金曜日)、中国語とベトナム語の通訳者を配置して、外国人市民がDV被害にあった場合の相談体制を整えるとともに、関係機関との連携の強化に努めた。	◆文化の違いで、DVに遭っていないながら表面化しないケースもあるため、相談窓口の周知に努める。
			市民課	◆日本語の不自由な外国人に対して、必要に応じて通訳者ととも相談に応じている。	◆通訳担当所管課と連携を図り、引き続き外国人に対する相談体制の充実に努める。
	6 庁内関係課との連携強化と相談対応の向上	DV被害者支援に関わる庁内関係課からなる八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会(DV対応連絡会)を通じて、庁内関係課のDVに関する認識や情報の共有を行い、DV被害者の迅速な支援を行います。	人権政策課 関係課	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催(2回)し、DV被害者支援について意見交換を行った。  ・第1回:DVマニュアル(平成25年度版)の作成、DV被害者の窓口対応について、意見交換 ・第2回:事例検討、意見交換	◆今後も引き続き、関係課を始めとした庁内各課と更なる連携を深め、迅速かつ的確にDV被害者の支援を図る。
人権政策課			◆大阪府等が実施する研修等に積極的に参加し、相談担当者の資質向上に努めた。  ・「大阪府内市町村における相談員及び相談事業担当者のためのブロック別情報交換・事例検討会」への参加 ・「中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会」への参加 ・「市町村DV相談担当者ブロック別連絡会」への参加(女性相談センター主催) ・「DV被害者の地域支援者養成講座」への参加(大阪府主催) ・「性犯罪被害者支援体制整備促進事業研修プログラム」への参加(内閣府主催)	◆今後も引き続き、DVについての基礎的、専門的な知識を習得するための研修会等に参加し担当者の資質向上に努める。	
7 配偶者暴力相談支援センター及び警察との連携	DV被害者の安全を確保し、DV被害者の負担を少しでも和らげ、安心して相談できる相談体制の構築を進めます。	人権政策課	◆相談窓口における相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができるよう、DV対応連絡会を通じて、庁内関係課に対し、DV被害者への窓口対応時の配慮等について依頼した。 ◆緊急時における安全確保に適切に対応するため大阪府女性相談センターや関係機関との連携・協力し、相談対応にあたった。	◆DV被害者が、関係機関での手続きを行う際の安全確保と心理的支援、及び二次被害防止と迅速な支援を行うため、関係所管課との調整を図るなど、今後も引き続き、相談体制の充実に努める。	
		人権政策課	◆警察署及び大阪府女性相談センターと連携して対応した相談延べ件数 18件(警察署4件、大阪府女性相談センター14件)	◆一時保護の必要な被害者について、適切に対応するため、今後も警察署や大阪府女性相談センターとの連携を強化していく。	

「第2次 やお女と男のはつらっプラン」進捗状況【個表】(平成25年度実績)  
 <八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画>

目標	施策	具体的な施策	担当課	取り組み実績	課題等
3 保護・自立支援の充実	8 被害者の保護	危険があり緊急を要するDV被害者について、支援に関わる庁内関係課との迅速な連携と情報共有により安全の確保を行います。	人権政策課	◆迅速かつ適切な相談、保護及び自立支援が確に行われるようにするため、DV対応連絡会を通じて、庁内関係課のDVに関する認識や情報の共有を行い、DV被害者の迅速な支援を行った。	◆関係各課ができることを互いに理解し、連携を一層強化していく。
		被害者が高齢者、障がい者の場合やDV被害により心理的な影響等を受けた子どもがいる場合には、関係機関と連携して支援にあたります。	高齢福祉課	◆高齢者虐待通報件数99件 虐待認定件数73件 内DV件数 21件	◆関係機関で連携し、対応をしていく必要がある。また、男性介護者に関する、支援方法について検討する。
			障がい福祉課	◆障がい福祉課窓口及び八尾市障がい者虐待防止センターにて障がい者虐待に関する相談を行い、DVに関連する案件は関係機関と協力して対応した。 相談件数69件、内DV件数 9件	◆今後も相談業務を引き続き実施し、DV関連について関係各機関と更なる連携を図る。
		八尾警察署や大阪府内の配偶者暴力相談支援センター等との広域的な連携のもとで、被害者の安全を確保するため、DV被害者が一時保護施設へ移動する場合、DV被害者に対し、同行による支援を行います。	人権政策課 関係課	◆本市で対応した一時保護件数 ・人権政策課 8件 ・保育課 6件	◆一時保護の必要な被害者について、適切に対応するため、今後も警察署や大阪府女性相談センターとの連携を強化していく。
	9 被害者の自立支援	DV被害者が置かれた状況により、就労や住居などで必要となる手続き等について、さまざまな制度に関する情報を提供するなど、親切で丁寧な支援を行います。	人権政策課	◆自立に向けての各種支援制度など、被害者の自立をサポートする各種情報の提供を行った。	◆被害者の自立をサポートする各種支援制度等の情報収集に努める。
			産業政策課	◆就労・生活相談事業 相談件数 3,015件	◆就労相談および、就労につながる生活上の諸問題の解決に向け、関係機関と連携した支援を行う。支援対象としてDV被害者を限定していない。
			住宅管理課	◆相談件数が数件あり、市営及び府営住宅等の入居募集に関する情報提供をした。 特に被害が深刻な1件について人道的視点から緊急避難的に目的外使用を許可した(ひとり親家庭・母親と子ども3人)。	◆住宅管理課においては、あくまでも緊急的に住居を提供するだけであるため、入居者の自立支援を進めていくには、府や人権政策課、あるいは福祉部局との連携は不可欠である。
			人権政策課	◆DV及びストーカー行為等の被害者の二次的被害の防止について、全所属に対し、DV被害者情報の管理の徹底と、システムにおける被害者情報の環境整備について依頼した。	◆被害者及び相談担当者の安全を確保するため、今後も引き続き、全所属において被害者情報の管理の徹底が図られるよう努める。
	市民課	◆住民基本台帳における閲覧制限等の支援を行った。 住民基本台帳における支援措置対象者(平成25年12月1日現在) ・八尾市当初受付分(八尾市に現住民登録がある人のみ計上。本籍地・前住民登録が八尾市分は除く) 支援対象者51名 上記対象者と併せて支援を求める者(世帯員)74名 ・市町村の判断による支援対象者数(DV、ストーカー以外)1名 上記対象者と併せて支援を求める者(世帯員)3名 ・また、支援対象者の関係各課への情報提供を行った。 (選挙管理委員会、納税課、資産税課、健康保険課、子ども政策課、介護保険課、指導課)	◆平成24年7月9日に市民課システムが再構築されたが、関係課のシステムが再構築されるまではデータでの情報共有ができない。現在は紙ベースでの情報提供だが、将来的には関係課とデータで情報を共有できるようめざす。		
4 推進体制の充実	10 庁内推進体制の充実 (推進本部・審議会・DV対応連絡会)	八尾市男女共同参画施策推進本部や八尾市男女共同参画審議会、DV対応連絡会などの機関において、DV被害者の総合的な支援のあり方や市の施策の方向性などを検討し、DV被害者の相談から自立に至るまでの総合的な支援の検討を行います。	人権政策課 関係課	◆庁内関係課(13課)による八尾市ドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催(2回)し、DV被害者支援について意見交換を行った。  ・第1回: DVマニュアル(平成25年度版)の作成、DV被害者の窓口対応について、意見交換 ・第2回: 事例検討、意見交換	◆DV対応連絡会等において検討を重ね、より幅広い関係機関とのネットワーク構築をめざす。
	11 関係機関とのネットワーク構築	市町村DV相談担当者ブロック別会議や近隣10市からなる中北河内ブロック会議等を通じて、大阪府や近隣他市との情報交換等を行い、先進的な取り組み事例等の情報収集を行うとともに、連携を強化し、広域的なDV被害対応ができる体制をめざします。	人権政策課	◆「大阪府内市町村における相談員及び相談事業担当者のためのブロック別情報交換・事例検討会」や「中北河内ブロック男女共同参画施策担当者連絡協議会」に参加し、情報交換等を行った。	◆関係部署との連携強化のみならず、国、大阪府、警察、医療機関、民間団体などの関係機関が共通認識を持ちながら連携して取り組み、継続した支援を行うことが重要である。
		国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握など、情報収集に努めます。	人権政策課	—	◆国の第3次男女共同参画基本計画においては、加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施するとされていることから、国における加害者更生プログラムの調査研究の推進状況の把握に努める。